

## 随意契約理由書

大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター 2系No. 2-1 水処理脱臭設備補修工事

本工事は、狭山水みらいセンターに設置されている2系No.2-1水処理脱臭設備において経年劣化により不具合が生じているため、不良部品の取替を行い、本来の機能を回復させるものである。

当該設備は、いわゆる汎用設備ではなく、狭山水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した前澤工業株式会社から補修業務を業務移管された株式会社前澤エンジニアリングサービス以外になく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、大阪府との契約窓口である同社大阪営業所と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとします。